

2021年7月24日

勉強会第28講



1



2

死亡の損害賠償額

①逸失利益+②慰謝料+③葬儀費

=51,640,423円+220万円+150万円

=85,140,423円

3

①逸失利益とは
収入額 × (1 - 生活控除額) × ライフニッツ係数

死亡時年齢：30才
収入額：4,114,500円
生活控除額：30% (主婦)
ライフニッツ係数：16.7113 (37年間)
= 4,114,500円 × (1 - 0.3) × 16.7113
= 51,640,423円

4



5

3つの支払基準

①自賠責保険基準
②任意保険基準
③裁判基準

6

(※) 後遺障害の慰謝料について比較

後遺障害認定の支払金額	1級～14級
自賠責保険基準	1,100万円～32万円
任意保険基準	1,300万円～40万円
裁判基準	2,800万円～110万円

7

0.58

8

当院での治療期間中は、受療態度も普通で、特に表情や会話からは異常を感じませんでした。しかし、最終受診日(平成22年10月5日)の受診時は(弁護士と一緒に来所)温和だった表情が消え、右肩を極端に痛がり、不安に満ち、人が変わったような印象でした。医学的には、短期間で症状が悪化しているの不思議に多量で、鎖骨骨折の患者さんでは見られない症状でした。

社会的立場や状況
当院としては副産物
ありません不明です。



別冊 判例タイムズ NO.38

民事交通訴訟における過失相殺率の認定基準

裁判民事交通訴訟研究会編

8級

6級

後遺障害等級	認定基準
8級	...
6級	...



中国人男性
他人に成りすまして、来日
産廃処理場で労働

2012年9月13日事故

工場でベルトコンベアに右腕を
巻き込まれ、右上肢挫滅